

1 はじめに

箱根町の豊かな自然は、昭和11年に町のほぼ全域が国立公園法（現自然公園法）により「富士箱根国立公園」（現「富士箱根伊豆国立公園」）に指定されて以来、主として自然公園法による様々な厳しい規制により守られてきました。

箱根町でも、計画的な市街化を進める地区と自然を保護していく地区とを区分すると同時に、用途地域の指定などにより、秩序ある土地利用の誘導に努めてきました。そして平成21年には、町の景観を守り、育て、次代に引き継いでいくために、景観計画を策定し、景観条例を施行することにより、町民・事業者の皆さまと協働して良好な景観形成についての取組みを行っています。

本ガイドラインは、良好な景観形成について町が先導的な役割を果たしていくために、景観に大きな影響を与える公共サインのための指針を定めたものです。

現在、主に都市部においては公共サインについてのガイドラインなどを策定する自治体が増加しています。それらガイドラインは、都市基盤の整備や、観光客の回遊性の強化などを主要な目的としたものです。

箱根町のガイドラインは、それらの一般的な目的以外に、景観条例に掲げる大きな2つの目的、「保全」と「形成」を達成することに最大の焦点を置いています。

「保全」の面においては、掲出を抑えること、掲出する場合についても表示面積を少なくすることで周囲の景観をなるべく阻害させないようにします。設置したサインについては、維持管理の徹底に努めます。

「形成」の面においては、サインに用いる色彩基準を定め、それぞれの色彩に町の自然景観資源にちなんだ独自の色名をつけることで、景観の向上と魅力をアピールするとともに、周囲の景観に調和するようなサインを掲出し、「箱根らしさ」の演出をしていきます。

先人たちが築きあげてきた豊かな自然景観や特徴ある街なみ景観に配慮した、「環境先進観光地」としてふさわしい公共サインを本ガイドラインに基づき掲出し、箱根の魅力ある景観をより良いものとし、次の世代へ引き継いでいきます。

2 本町における公共サインの現状と課題

本ガイドラインの策定については、庁内の景観関連部署の職員で組織する「景観施策推進会議」において調査・研究をしてきました。その調査・研究の一環として、町の公共サインの現状を把握していくために、できることをできるだけ早く実施するという考え方で、平成22年に初めて全庁的に公共サインの設置状況調査を実施しました。（実施期間：平成22年6月17日から平成22年9月17日）

その結果は、次のようなものでいくつかの課題が浮かび上がってきました。

(1) 公共サインの設置数

本町が設置している公共サインの総数は平成22年9月17日現在1,465個となっています。

そのうち、案内看板がその50%以上を占めています。

【公共サインの設置数】

公共サインの種別	設置数	割合
案内看板	743	50.7%
解説看板	262	17.9%
誘導看板・位置看板	184	12.6%
注意看板	236	16.1%
その他	40	2.7%
合計	1465	—

(2) 公共サインの設置状況

設置状況は概ね良好で、設置状況が悪いとされた公共サインは、全体の5%程度です。しかしながら、設置状況が悪ければ公共サインとしての役割を果たすことができないので、その対応策として維持管理について検討する必要があります。

【公共サインの設置状況とその対応方針】

状態	設置状況				設置状況が悪いとされた公共サインの対応方針				
	良	悪	その他	計	再設置	補修	撤去	その他	計
個数	704	74	687	1465	17	35	5	17	74
割合	48.1%	5.1%	46.9%	—	23.0%	47.3%	6.8%	23.0%	—

(3) 公共サインのデザイン

これまで本町では、それぞれの部署の判断で公共サインをデザインし、掲出してきました。そのため、次の写真のとおりデザインに統一性・一貫性がなく、本当に全ての人に対して分かりやすい公共サインであるかどうかの検証を行ってきませんでした。町の景観に配慮しつつ、全ての利用者にとって分かりやすい公共サインを掲出するためのルールづくりが必要です。

本ガイドラインは、この設置状況調査の結果と抽出される課題について、景観施策推進会議において1年以上に渡り調査・研究を行うとともに、専門家のアドバイスや関連公的機関の意見などを反映させて策定したものです。

【これまでの看板の掲出事例】



〔町道から施設への誘導看板〕



〔ハイキングコースにある誘導看板〕



〔町施設の敷地内にある誘導看板〕



〔国道沿いにある施設への誘導看板〕

※掲出目的が同じ看板であっても、字体、色彩について統一感のない看板が作成されてきました。

3 公共サインガイドラインのコンセプト

箱根町公共サインガイドラインは、町の美しい自然景観、特徴ある街なみ景観を守り、育てていくことを最大の目的として策定しました。箱根町において公共サインは、必要以上に景観への影響を及ぼさないことが望ましいと考えられます。そのため、なるべく掲出する面積を小さくし、最低限必要な情報以外はインターネットや紙媒体などで補完していくことも必要です。

また、公共サインである以上、高齢者や視覚障がい者、外国人の方々など全ての人にとって利用しやすいものである必要もあります。

それらを踏まえて箱根町公共サインガイドラインのコンセプトを次のとおり定めます。

◎ 箱根町公共サインガイドラインのコンセプト

- ①町の自然景観や街なみ景観に配慮したサイン
- ②誰にでも分かりやすいサイン
- ③他のメディアと連携して、情報の補完を図る。

4 公共サインとは

本来サインとは、案内看板や誘導看板といった人工的に作られたものだけを指すものではありません。人が生活していくなかで、手がかりや目印となるようなものは全てサインと考えられます。

したがって本町における代表的な観光名所である芦ノ湖やすすき草原、大涌谷といった自然の景勝地もサインに含まれますし、箱根湯本駅、強羅駅といった目標となる建築物もサインの一部と言えます。文字や記号だけでなく、かたちや色、光、匂い、触感など人間を取りまくあらゆるものがサインとして作用します。

それらサインとして作用するもののなかで、箱根町公共サインガイドラインでは、箱根町に住んでいる又は訪れる人に対して、地区や施設などの位置や状況を案内し、事物の内容についての説明するもの、さらには特定の場所での注意喚起などを目的として人工的に設置したものを公共サインとして定義します。

あらゆるものがサインとして作用



函嶺洞門



箱根関所



すすき草原



芦ノ湖

ガイドラインの対象



大涌谷



箱根旧街道

◎ 箱根町公共サインガイドラインにおける公共サインの定義

不特定多数の人々に対して、公的機関が公共目的のために設置する看板

5 公共サインガイドラインの適用範囲

箱根町公共サインガイドラインの対象となる公共サインを明確にする必要があるため、次のように適用範囲を定めます。

(1) 対象とする公共サインの定義

本ガイドラインの適用範囲は、道路、公園など公共な場所に設置される看板などを対象とし、公共サインの種類は次の5つとします。

案内看板 解説看板 誘導看板 位置看板 注意看板

案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図などで示すもの

【例】観光案内板 地域案内板 施設案内板

解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能を持つもの

【例】文化財説明板 施設説明板

※「案内看板」と「解説看板」は、近い関係にあるものと定義します。

誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印などで示すもの

【例】目的地等への誘導標 指定避難場所表示板

位置看板

施設や道路名など特定の場所を示すもの

【例】施設名表示板 道路名表示板

※「誘導看板」と「位置看板」は、近い関係にあるものと定義します。

注意看板

特定の場での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするもの

【例】ポイ捨て禁止看板 駐車禁止標 立入禁止標

(2) 適用除外

- ア 道路関連法規に規定されているもの
- イ その他、法令等により規定されているもの
- ウ 公共交通事業者が設置するもので、一つのまとまりとして独自のサインシステムを用いた方が効果的と思われるもの
- エ 施設管理者が施設内のみの案内・誘導を目的に設置するもの
- オ 周囲の環境と一体をなして景観形成しうるもの

(3) 協力・連携

箱根町が、今までの未整備だったサイン計画から、本ガイドラインを運用していくことで、実際に利用者が分かりやすく、本当に景観に配慮したものなのかを検証しながら、他の公的団体や民間事業者が町内に掲出する公共性のあるサイン（商店街への案内看板など）についても、本ガイドラインが示す方針の普及を図っていきます。

【例】国、県、観光協会、民間観光施設など

6 サインの整備方針

基本的な考え方

箱根町のサイン整備にあたっては、本ガイドラインのコンセプトを基に、景観に配慮した誰にでも分かりやすいシンプルなサインを整備するようにします。

- ◎ 公共サインを5種類に大別します。
- ◎ 整備基準については、大きく2つの方針に分けて示していくこととします。

基本方針 5種類すべてにおいて共通する基本的な整備基準

定義別方針 それぞれに定める種類別の整備基準

基本方針

定義別方針

誘導看板
位置看板

案内看板
解説看板

注意看板

(1) 基本方針

基本方針では、公共サイン全般的に共通する整備基準について示します。

ガイドラインのコンセプトで述べたように、町の美しい自然景観、特徴ある街なみ景観を守り、育てていくことを最大の目的としていることから、不必要なサインは掲出しないこととし、内容も必要最低限の情報のみを記載することとします。

また、公共サインは、公共情報を提供するものとしての識別性を高める必要がありますが、周辺景観との調和に配慮して、表示面の色彩やデザインなどを統一することが必要です。また、その掲載内容は、正確かつ必要な情報であることを十分検討します。

そして、ユニバーサルデザインの視点からも、誰もが見やすく分かりやすいものとしします。

ア 書体

文字の書体は、誰もが見やすく誤認性の低いとされるゴシック体を基本的に用いることとします。

和文書体は「角ゴシック系書体」の中から選択し、欧文書体や和文中の数字は「サンセリフ書体（セリフを持たない書体）」の中から選択し使用します。

歴史的な観光資源などで和風の意匠が求められる場合は、必要に応じて明朝体を用いるなど、サイン設置場所の地域性や情報内容を勘案して書体を選択することも必要です。

公共サインに用いる標準的な書体の例を下表に示します。

【和文書体の例】

番号	書体系統	書体名称	イメージ	使用部位
1	角ゴシック系 (太)	ヒラギノ角ゴ PRO W6	はこね ハコネ 箱根	位置名称、施設名称などサインの見出しとなるもの
		HGP ゴシック E※	はこね ハコネ 箱根	
2	角ゴシック系 (細)	ヒラギノ角ゴ PRO W3	はこね ハコネ 箱根	解説、地図内名称などサインの内容を構成するもの
		HGP ゴシック M※	はこね ハコネ 箱根	
3	明朝系 (太)	ヒラギノ明朝 PRO W6	はこね ハコネ 箱根	1の代替として、特に和風の表現が求められる場合
		HGP 明朝 E※	はこね ハコネ 箱根	

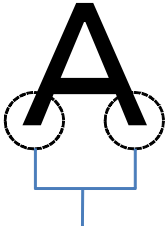
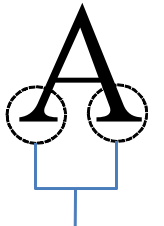
※サインのデザインや制作を庁内で行う場合に使用可能な書体。

【欧文書体の例】

番号	書体系統	書体名称	イメージ	使用部位
1	サンセリフ (太)	Univers 65 Bold	HAKONE abcde	位置名称、施設名称などサインの見出しとなるもの
		Arial Bold※	HAKONE abcde	
2	サンセリフ (細)	Univers 45 Light	HAK ONE abcde	解説、地図内名称などサインの内容を構成するもの
		Arial※	HAKONE abcde	
3	セリフ (太)	Times New Roman Bold	HAKONE abcde	1の代替として、特に和風の表現が求められる場合

※サインのデザインや制作を庁内で行う場合に使用可能な書体。

【サンセリフ系/セリフ系書体の例】

サンセリフ系 (Arial)	セリフ系 (NSimSun)
 <p data-bbox="296 719 743 752">セリフ(飾り)が付いていない書体全般</p>	 <p data-bbox="834 719 1257 752">セリフ(飾り)が付いている書体全般</p>

イ 文字の大きさ

文字の大きさは、視力の低下した人への配慮や視距離に応じた大きさを選択することとし、標準的な基準である文字高さの目安(国土交通省等のガイドラインで提示されている数値)よりも小さいものは使用しないこととします。

【文字高の目安】

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～3mの場合	9mm以上	7mm以上

※出典：国土交通省

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

(http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/guideline/data/guideline_shisetsu_pdf.pdf)

ウ 色彩


誰もが「見やすい」「わかりやすい」を心がけます。

バリアフリーの配慮として、弱視者が見やすいよう明度差を大きくします。

町の景観に調和し自然公園内でも使用可能な色彩として、こげ茶色や深緑色を地色とします。この他文字色等もできるだけ統一して用いるようにします。

公共サインに用いる標準的な色彩の例を下表に示します。それぞれの色彩には町の景観資源にちなんだ色名がつけられており、これらを積極的に用いることにより、景観の向上と魅力のアピールを図ることが期待されます。

【標準的な色彩の例】

番号	色系	色名	イメージ	由来	使用部位	色番号	
1	灰系	しぶすみ		箱根関所の渋墨色	文字・記号色（地色を「ゆのはな」とする場合）	マンセル値	10YR3/0.5
						日塗工	19-30A
						DIC (近似)	526
						PANTONE (近似)	Black7
						RGB (近似)	R63 G53 B47
2		ゆのはな		温泉のにごり湯の色	文字・記号色※	マンセル値	2.5Y8.5/1
						日塗工	22-85B
						DIC (近似)	583
						PANTONE (近似)	Warm Gray1
						RGB (近似)	R243 G231 B217
3	茶系	いしだたみ		旧街道の石畳の色	茶系の地色	マンセル値	10YR3/1
						日塗工	19-30B
						DIC (近似)	778
						PANTONE (近似)	Black4
						RGB (近似)	R76 G61 B48
4		すすきの		秋の仙石原のススキの色	茶系の記号色（位置・施設名称やピクトグラムなどの表示に補助的に使用可）	マンセル値	2.5Y7/4
						日塗工	22-70H
						DIC (近似)	334
						PANTONE (近似)	466
						RGB (近似)	R225 G201 B156
5	緑系	こめつつじ		駒ヶ岳のコメツツジの色	緑系の地色	マンセル値	5GY3/1
						日塗工	35-30B
						DIC (近似)	535
						PANTONE (近似)	Black3
						RGB (近似)	R69 G75 B52
6		もえぎの		春の外輪山の芽吹きの色	緑系の記号色（位置・施設名称やピクトグラムなどの表示に補助的に使用可）	マンセル値	10Y6/4
						日塗工	29-60H
						DIC (近似)	357
						PANTONE (近似)	5767
						RGB (近似)	R183 G183 B133

※サインのデザインや制作を庁内で行う場合は白で代替することも可とする。

しぶすみ



箱根関所の渋墨色

すすきの



秋の仙石原のススキの色

ゆのはな



温泉のにごり湯の色

こめつつじ



駒ヶ岳のコメツツジの色

いしだたみ



旧街道の石畳の色

もえぎの



春の外輪山の芽吹きの色

色彩による文字の見やすさについては、地と図の色の組合せにおけるコントラスト(明度差)が大きいほど見やすくなります。また、同色でも、暗い地に明るい文字を表示するほうが、文字が膨張して見えるほか、文字情報の周辺光が遮断され、より見やすくなることが知られています。

【明度差が大きいとは…～具体的な明度差～】

マンセル表色系での明度は N1～9.5 の範囲で色票化しています。

(※反射率 0%の黒は N0(ゼロ)・反射率 100%の白は N10)

サインの表示においては、明度差が 5 以上となるようにします。



地色 : いしだたみ 明度 3.0
文字 : ゆのはな 明度 8.5
明度差 : 5.5



地色 : こめつつじ 明度 3.0
文字 : ゆのはな 明度 8.5
明度差 : 5.5



地色 : ゆのはな 明度 8.5
文字 : しぶすみ 明度 3.0
明度差 : 5.5

エ 町章及び町名の表示

設置者や管理者として町名の表示が必要な場合は、表示面の下端中央又は下端右側に町章と町名を配置します。部課名や電話番号などの付加情報は通常は表示せず、維持管理上必要な場合に限って表示するものとします。

【町章及び町名の位置】



・表示面の下端中央又は下端右側に町章と町名を配置する。

【町章及び町名の色彩】

・表示面の色彩に合わせて町章及び町名の色彩を使い分ける。

一般的な配色のサイン



危険表示など特別な配色のサイン



オ 表記

〔言語表記〕

原則として「日本語」及び「英語」の2ヶ国語表記とします。

中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

必要な情報をシンプルに表示するため、日本語及び英語の2ヶ国語表記を原則とします。

ただし、来訪者や設置場所の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる場合には、日本語、英語以外の中国語・ハングル書体などによる表記を追加することを検討します。その場合は、掲載情報の見やすさや分かりやすさに十分配慮する必要があります。

中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

【多言語表記】

施設名称等の英文表記は、固有名称についてはヘボン式で、普通名称については英語により表記します。ただし、慣用上固有名詞と普通名詞に切離せない場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記として、必要に応じて英文を付記します。

【ローマ式綴り（ヘボン式）】

あ	い	う	え	お	が	ぎ	ぐ	げ	ご
a	i	u	e	o	ga	gi	gu	ge	go
か	き	く	け	こ	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
ka	ki	ku	ke	ko	za	ji	zu	ze	zo
さ	し	す	せ	そ	だ	ぢ	づ	で	ど
sa	shi	su	se	so	da	ji	zu	de	do
た	ち	つ	て	と	ば	び	ぶ	べ	ぼ
ta	chi	tsu	te	to	ba	bi	bu	be	bo
な	に	ぬ	ね	の	ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
na	ni	nu	ne	no	pa	pi	pu	pe	po
は	ひ	ふ	へ	ほ	きや	きゆ	きよ		
ha	hi	hu	he	ho	kya	kyu	kyo		
ま	み	む	め	も	しや	しゆ	しよ		
ma	mi	mu	me	mo	sha	shu	sho		
や		ゆ		よ	ちや	ちゆ	ちよ		
ya		yu		yo	cha	chu	cho		
ら	り	る	れ	ろ	にや	にゆ	によ		
ra	ri	ru	re	ro	nya	nyu	nyo		
わ					ひや	ひゆ	ひよ		
wa					hya	hyu	hyo		
ん					みや	みゆ	みよ		
n					mya	myu	myo		
					りや	りゆ	りよ		
					rya	ryu	ryo		
					ぎや	ぎゆ	ぎよ		
					gya	gyu	gyo		
					じゃ	じゆ	じよ		
					ja	ju	jo		
					びや	びゆ	びよ		
					bya	byu	byo		
					ぴや	ぴゆ	ぴよ		
					pya	pyu	pyo		

【ピクトグラム】

原則として使用するピクトグラムは、JIS 案内用図記号とします。

【ピクトグラム例】



言語によらず、幅広い年齢層や外国人の方々にも直観的に、施設や機能の意味を伝えることができる「ピクトグラム(案内用図記号)」を積極的に活用します。使用するピクトグラムについては、原則として JIS 案内用図記号を使用します。

ピクトグラムを活用することにより、不必要な情報表示を削減し掲載情報がみやすいサインにします。

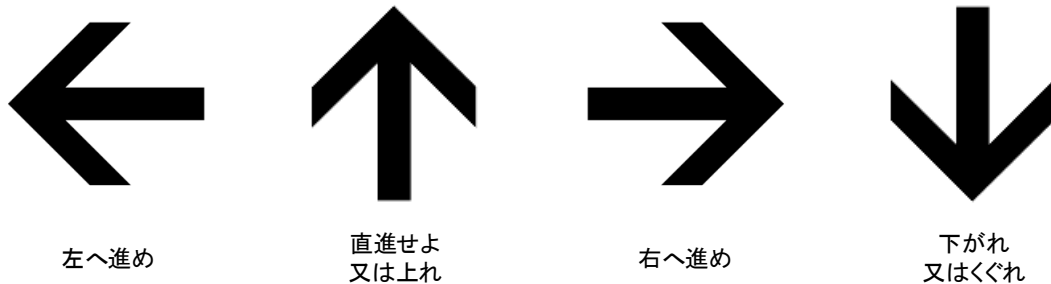
また、標準図記号が作成されていないピクトグラムは無理に用いないようにします。

〔矢 印〕

矢印の形状は、シンプルで遠方より視認性がある、分かりやすいデザインにします。



原則として、JIS 案内要図記号の矢印を使用することとします。
移動方向を指示する矢印として、一般的に使われ理解しやすいのは、次の4種類の矢印ですので、できる限りこの4種類を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要があります。



また「↓」を「進行方向から戻る」という意味で使用すると、誤解を招く場合があるので、「進行方向から戻る」という意味を伝える場合には、JIS 案内要図記号に定められていませんが、次の矢印を使用するようにします。



戻る

※出典：交通エコロジー・モビリティ財団
「標準案内用図記号」

〈http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top.html〉

【イラスト】

情報をわかりやすく表示するためのイラストが、意図が伝わらず逆に情報が伝わりにくくなる場合があるので、イラストの内容等については、十分に検討する必要があります。

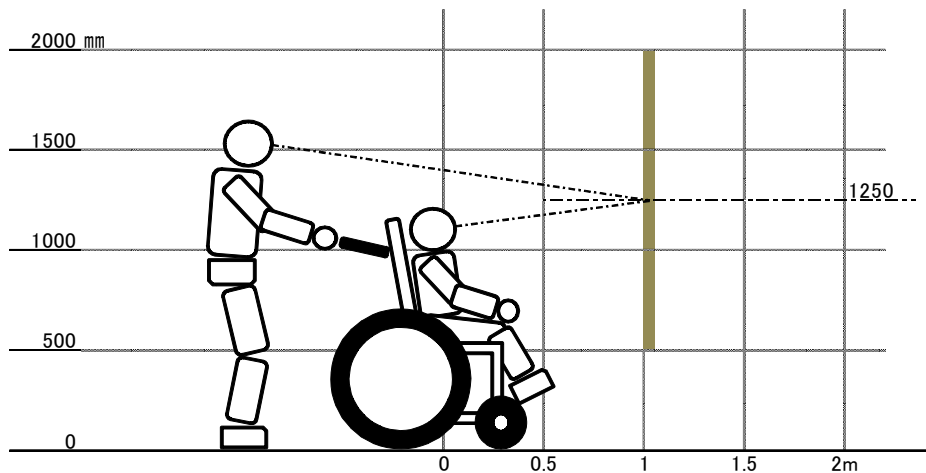
サインの性質によっては、利用者に情報をわかりやすく表示するために、イラストなどを使用することが有効な場合があります。しかし、場合によっては、意図がつかめず情報が伝わりにくくなることや、多用することにより表示面が繁雑になり、情報が伝わりにくくなります。そのような事態を避けるために、表示するイラストの内容及び大きさや色彩を十分に検討する必要があります。

カ 表示面の大きさ・高さ

【大きさ】

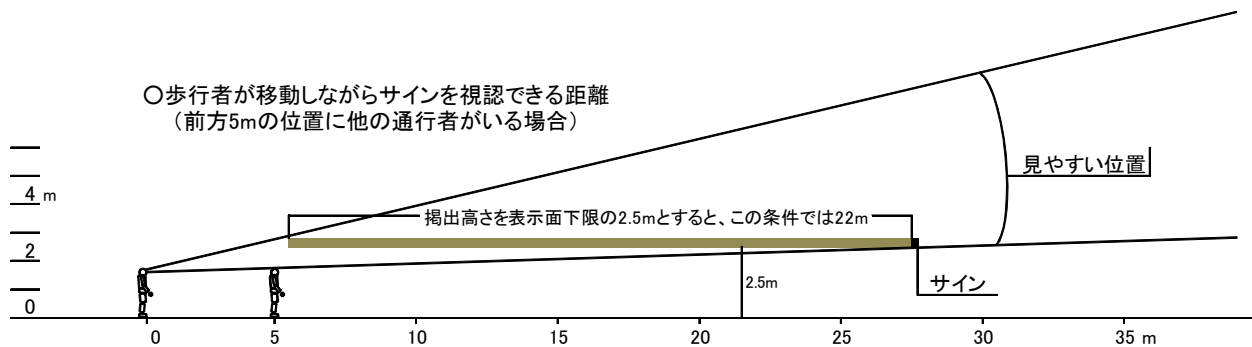
近い距離で見るサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である床面から 1250mm 程度の高さを表示面の中心とします。また、表示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにすることが必要なので、最高高さ 2000mm、最低高さ 500mm の範囲を原則とします。

【近くから見るサインの掲出高さ】



【高さ】

遠い距離で見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認するのが難しくなります。また、不特定多数の人が利用する施設では、見る人とサインの間に他の通行者がいる場合が多く、視界を遮られるので、建築限界を避け、原則として路面から 2500mm を表示面下限とします。



キ 構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけるようにします。また、長期間サインを活用できるよう腐食しない強度のある素材とし、維持管理面にも考慮した構造とします。

〔近づきやすさ〕

視力の低下した人や車いす使用者が、サインの近くに寄って表示を見ることを前提に、サイン施設周辺の段差や舗装等について、サインへ近づくにあたり支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や、歩道等の整備をあわせて行う取組みが必要です。

〔材質など〕

景観に配慮し、著しく反射するものや光沢のある素材は避けます。

サイン施設については、屋外に設置されることが多いため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高温にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

また、人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻込み、貼り紙や落書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。腐食等を防ぐためにも腐食防止加工や腐食しない材質を使うこととします。

サインの表示面は、周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、変更が予測されるものについては、部分的な取換えが可能な構造とします。

自主施工にて作成するサインの中には、ラミネート加工で作成するものが多くを占めますが、劣化しやすく維持しにくいいため、屋外での掲出は、緊急的・一時的の場合を除き掲出しないこととします。

【参考 サイン材質の選定について】

1 古い素材から新しい素材へ

昭和期の通常の普及型野立て看板は、木枠にトタン板でベースを作り、ペンキで画面を描いていました。木枠には腐食止めにペンキ（ニス等）を塗りました。

今でも簡易な看板には木枠が使われていますが、若干高価になると溶接を必要としない簡易アルミフレームや、溶接するアルミフレームなど、金属フレームを含めたより耐久性の高い素材に移行しています。

トタン板は画面が大きくなるほど風等で歪み、面板は凸凹しましたが、今では複合アルポリ素材（発砲ウレタンの両面を薄いアルミ板で保護した板：厚2mm～3mm）が普及し、掲示する場所や看板の大きさによっては枠を必要とせず、直接穴を開けてビスや針金で固定するなど、以前より簡単に設置利用できます。

画面もペンキ塗装からカットニングシートへ移行し、今では溶解性インクジェットで描画した塩ビシールを板に貼るのが主流になっています。

これにより、文字やマークだけの表示から写真や絵を使った表示が可能になり、表現・伝達手段に選択肢が広がっています。

2 台頭する新素材

サインはパネル・ボードだけを考えがちですが、場所によってはパネル以外の手法も増えています。

(1) バナー素材

横断幕や懸垂幕をはじめとするテント地や布地を利用した幕が現代では塩ビ製のターポリ幕に代わり、描画がしやすく（インクジェットで直接描画）、加工パーツも増えて利用しやすい環境にあります。布のように柔軟性があり、ゴムひもなどで取り付けられるので、風力対抗性も高く、さまざま応用が利きます。

(2) フレームの多様性

従来は木材や鉄で作っていた土台や枠が、現代では軽量で丈夫なアルミ製の枠で、簡易加工ができる素材が増えてきました。

高級感を出すためにはステンレスフレームが利用されます。ヘアライン（櫛で模様をつけたような表面）と鏡面（鏡のような滑らかな表面）と言う加工方法があり、鏡面のほうが耐久性がよい分高価です。

(3) その他最新素材

内照式の大型看板は従来は蛍光灯を入れ厚手のプラスチック板で作成しましたが、フレキシブルフェイスと言う塩ビ製の幕をテンションで看板枠に固定し、風力への対抗性を高めた大型看板が主流になりつつあります。また光源にLEDや水銀灯・ハロゲンランプなどを使い消費電力やメンテナンス性を高めています。

〔集約〕

景観の向上を図るため、デザインを統一したサインの掲出や、既存サインと新設サインの集約化を進めることが必要です。また、地域住民やサイン設置者等と連携していく必要もあります。

ク 配 置

サインは、それぞれ視認しやすい場所に配置し、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。かつ、他のサインの視認を妨げない場所に配置します。

サイン設置により、車いす使用者等の移動空間を阻害しないよう配慮し、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置にも配慮することが必要です。

〔案内看板の配置〕

案内看板は、見る人が分かりやすいように、原則として、向かう方向と目的となる場所が同じ方向になるように配置します。

ただし、広域の案内看板のように縮尺の小さいものは、北を上として配置します。

〔誘導看板の配置〕

行動起点（駅・バス停など）から目的地までの距離が長く、範囲が広域にわたる場合は、分岐点など必要箇所に繰り返し配置し、サイン利用者がスムーズに目的地に到達できるよう配慮します。

〔注意看板の配置〕

地域性により設置する注意看板は、地域住民にとっては、生活等を守るために必要なものですが、観光客等の立場からみると、禁止事項が多く目に付くことは、あまり心地の良いことではありません。地域住民、観光客等それぞれの視線のバランスを図っていくことが重要です。

特に注意看板の場合、認識を高めるために多く配置されるケースがあるので、適宜見直し unnecessary サインは撤去することも必要です。

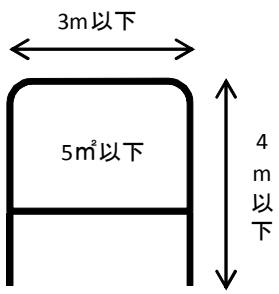
(2) 定義別方針

ア 案内看板・解説看板

案内看板は、目的地までの距離や方角を正確に認識してもらうために、必然的に表示面の情報量は増します。同様に解説看板も、説明する物事の詳細を正確に理解してもらうために情報量は増します。

いずれにしても、見る人が分かりやすく認識できるように、必要な情報がすぐに見つかるようにすることを同時に考えなければなりません。そのために、必要最小限の情報を掲載し、その他の情報は「地図・パンフレット・携帯サイト」などの媒体と連携して情報を補完していき、利用者にとって見やすくなるようにします。

【案内看板・解説看板の例】

表示面積	高さ	横幅
5㎡以下	4m以下	3m以下
[概要]		
 <p>The diagram shows a rectangular sign with rounded corners. A horizontal double-headed arrow above the sign is labeled '3m以下'. A vertical double-headed arrow to the right of the sign is labeled '4 m 以下'. Inside the sign, the text '5㎡以下' is centered.</p>		

イ 誘導看板・位置看板

誘導看板・位置看板は、歩行者や車に乗っている人の回遊性を高めるために、効果的な情報伝達が必要で、掲出数も複数になる場合があるので、景観と調和するシンプルなものとします。また、誘導看板はサインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にあるサインは統一したデザインとします。



基本的に、地色は「いしだたみ」とし、文字は「ゆのはな」を基本とします。図記号については、地色が「いしだたみ」の場合は「すすきの」とします。

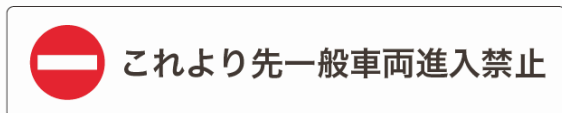
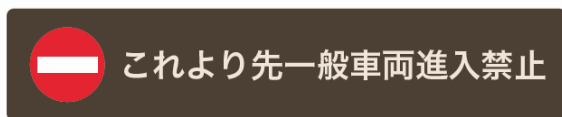
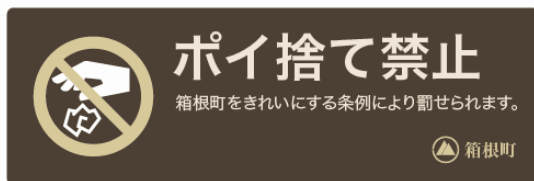
ウ 注意看板

注意看板は、特定の場での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするものであり、他のサインなどの色々な情報の中から特に反応したり注目したりするように、対象となる人に仕向ける必要があります。

対象となる人に仕向けるには、タイトルとなる部分が長文になると効果は出にくいので、タイトルとなる文言を十分に精査する必要があります。同様に、色彩については特に規定しないこととします。

しかし、基本方針で定めている「 **unnecessaryサインは掲出しないこととし、内容も必要最低限の情報のみを記載する**」という規定は厳守します。

【掲出する場合の参考】



7 サインの活用方針

(1) 他のメディア(情報媒体)との連携

本ガイドラインにおける公共サインの定義は「不特定多数の人々に対して、公的機関が公共のために設置する看板」としていますが、サイン＝手がかりや目印となるような人工物は看板だけではなく、他のメディア(情報媒体)でも数多くあります。それらメディアとの連携方策などを示します。

ア 情報補完

案内看板・解説看板などの情報量の多いサインには、必要最低限の情報を表示することとしていますので、その他の情報は他の媒体で補完していき、極力表示情報を少なくします。

〔情報補完の例〕

- ・案内看板及び解説看板に、所管課の連絡先を記載する。
- ・案内看板に地図、パンフレット等を設置する。
- ・案内看板にQRコード等を記載しインターネット(携帯サイト等)上でより詳しい情報提供を行う。

イ 書体、色彩基準などの連携

サインの情報補完をする「地図・パンフレット・インターネット」などの媒体については、サインとの相互連携を図るために、書体、色彩基準などについて、本ガイドラインに準じた仕様とすることとします。

また、サインの情報補完を目的としていない媒体についても、町のサインとしての役割を果たすもの(例:名札等)については、町の公共サインのイメージを浸透させていくために、本ガイドラインに掲げる字体、色彩基準などを推奨していきます。

(2) 維持管理方針

サインが利用者にとって分かりやすく、安心・安全に利用できるように維持するには、適切な管理と継続的なメンテナンスが必要です。

そのためには、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、整備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体がかかわる場合は、この作業が特に重要になります。

ア メンテナンス

メンテナンスは「サイン本体」のみでなく「情報」のメンテナンスも行う必要があります。

〔本体のメンテナンス〕

定期的に行うのが理想ですが、状況に応じ行うこととします。

清 掃

- ・汚れやホコリを清掃します。
- ・違法な張り紙や落書きを取除き、表面を清掃します。
- ・音声、触知案内サインの触知部分は、利用者が直接手に触れて使用するものですから、できるだけ頻繁に掃除することが大切です。

保守点検

- ・がたつき、ボルトの締付け状況を確認し、必要に応じ対応します。
- ・破損状況、傷等の状況を確認し、修繕します。
- ・塗装の状況、傷等による塗装の一部はがれなどは、必要に応じ塗装補修します。
- ・サイン本体内部に音声案内装置等を入れている場合は、機械動作の点検を行います。

〔情報のメンテナンス〕

必要に応じ表示内容を見直したうえで、新たにできた施設・道路等の変更や追加が必要な情報を拾い出し、校正を行います。

修正箇所が少ない場合は部分的な修正を行い、修正個所が多い時は表示面全体を取替えるなどケースによって修正方法を選択します。

イ 管理方法

サイン本体に管理番号を記入し、管理台帳（次項：別添参照）に管理番号など必要事項を記載し管理していきます。

管理台帳に基づき、定期的に清掃、必要に応じでは修繕を行い、その現況や対応を記録します。

〔管理台帳〕

箱根町が掲出するサインの情報を管理台帳に記載し、設置したにおいて管理・把握しておきます。

〔管理番号〕

管理台帳に記載する“管理番号”は、各課等の略字の後に台帳のNo.を付することとします。

周辺町民等から維持管理に関する情報を得られるように、サイン本体に管理番号を記載するようにします。原則表示面には記載せずに、裏面や指示柱などに記載するようにします。

管理番号を裏面等に記載することができず、やむを得ず表示面に記載しなければならない場合は、本来伝えるべき情報を阻害せず煩雑にならない配慮をする必要があります。

※各課等の略字は「箱根町行政文書管理規程」第18条第1項第4号に規定する別表に定める課の略字を用いることとします。

【別 添】

公共サイン管理台帳

管理番号			
管理課		設置場所	公共施設名
設置年月日	年 月 日		設置地番
サインの種類	<input type="checkbox"/> 案内 <input type="checkbox"/> 解説 <input type="checkbox"/> 誘導 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> その他()		
設置数	本体サイズ(mm)	高さ:	幅: 奥行:
	表示面積(mm)	高さ:	幅:
本体構造	表示板	<input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> スチール <input type="checkbox"/> 樹脂系 <input type="checkbox"/> その他()	
	柱	<input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> スチール <input type="checkbox"/> 樹脂系 <input type="checkbox"/> その他()	
	照明	<input type="checkbox"/> 内照 <input type="checkbox"/> 外照 <input type="checkbox"/> なし	
備考			

保守点検・修理の記録

No.	点検年月日	点検者	現況						対応			完了年月日	備考
			本体			表示面			要	要	そ		
			汚色破老そ	汚色情表そ	汚色情表そ	要	要	そ					
	年 月 日		れれ等化他	れれ性れ他	れれ性れ他	れれ性れ他	れれ性れ他	れれ性れ他	れれ性れ他	れれ性れ他	れれ性れ他	年 月 日	
1	年 月 日											年 月 日	
2	年 月 日											年 月 日	
3	年 月 日											年 月 日	
4	年 月 日											年 月 日	
5	年 月 日											年 月 日	
6	年 月 日											年 月 日	
7	年 月 日											年 月 日	
8	年 月 日											年 月 日	
9	年 月 日											年 月 日	
10	年 月 日											年 月 日	
11	年 月 日											年 月 日	
12	年 月 日											年 月 日	
13	年 月 日											年 月 日	
14	年 月 日											年 月 日	
15	年 月 日											年 月 日	
16	年 月 日											年 月 日	
17	年 月 日											年 月 日	
18	年 月 日											年 月 日	
19	年 月 日											年 月 日	
20	年 月 日											年 月 日	

※現況・対応については、該当項目に「✓」を記入する

(継続紙)

保守点検・修理の記録

No.	点検年月日	点検者	現況								対応				完了年月日	備考				
			本体				表示面				要	要	要	そ						
			汚色破老そ	汚色情表そ	要	要	要	そ	要	要							要	そ		
			汚 落 ち ・ 剥 が れ	色 落 ち ・ 剥 が れ	破 損 が れ	老 朽 の 化	そ の 他	汚 落 ち ・ 剥 が れ	色 報 示 の 最 適 性	情 報 の 隠	表 示 の 他	そ の 他	要 求 の 他	要 求 の 他	要 求 の 他	そ の 他				
21	年 月 日																		年 月 日	
22	年 月 日																		年 月 日	
23	年 月 日																		年 月 日	
24	年 月 日																		年 月 日	
25	年 月 日																		年 月 日	
26	年 月 日																		年 月 日	
27	年 月 日																		年 月 日	
28	年 月 日																		年 月 日	
29	年 月 日																		年 月 日	
30	年 月 日																		年 月 日	
31	年 月 日																		年 月 日	
32	年 月 日																		年 月 日	
33	年 月 日																		年 月 日	
34	年 月 日																		年 月 日	
35	年 月 日																		年 月 日	
36	年 月 日																		年 月 日	
37	年 月 日																		年 月 日	
38	年 月 日																		年 月 日	
39	年 月 日																		年 月 日	
40	年 月 日																		年 月 日	
41	年 月 日																		年 月 日	
42	年 月 日																		年 月 日	
43	年 月 日																		年 月 日	
44	年 月 日																		年 月 日	
45	年 月 日																		年 月 日	
46	年 月 日																		年 月 日	
47	年 月 日																		年 月 日	
48	年 月 日																		年 月 日	
49	年 月 日																		年 月 日	
50	年 月 日																		年 月 日	

※現況・対応については、該当項目に「✓」を記入する

参考資料 1 用語解説

RGB

色の表現法の一つで、赤 (RED)、緑 (Green)及び青 (Blue) の3つの原色を混ぜて、幅広い色を再現する加法混色の一つ。

ガイドライン

物事に対する方針についての大きな指針・指標。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

コントラスト

明度差のことを言い、画像において最も暗い部分と、最も明るい部分の輝度の差のことをいう。

サンセリフ (書体の名称)

セリフのない書体の総称である。セリフとは、文字の線の端につけられる線・飾りで、「うろこ」、「ひげ飾り」、「ひげ」とも呼ばれる。旧来のセリフのついた活字書体(セリフ体・ローマン体とも呼ぶ)と区別するために用いられる用語。「サン」とは、フランス語で「〜のない」という意味で、「セリフのない書体」を表している。

バリアフリー

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。一般的には障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。

ピクトグラム

一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つである。地と図に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられる。

ホスピタリティ

お互いを思いやり、手厚くもてなすこと。また、歓待をすること。

マンセル表色系（マンセル値）

色を定量的に表す体系である表色系の1つ。色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。マンセル色体系、マンセルカラーシステム、マンセルシステムとも言う。

メディア

情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や装置。媒体や情報媒体などと訳されることもある。

メンテナンス

建築・土木構造物や施設などの整備・維持・保守・点検・手入れをすること。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。「UD」と省略して表記される場合もある。

参考資料2 基本的レイアウト例（注意看板）

職員が自主施工で作成する公共サインの中で、注意看板が1番多いことから、ここで注意看板における基本的なレイアウトを参考に示します。

注意看板における基本的なレイアウトは、「大きなタイトル」「ピクトグラム」「他言語」「説明文」「発信元表示」を精査して記載します。



箱根町公共サインガイドライン

編集 箱根町環境整備部都市整備課

〒250-0398

神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

電 話 0460-85-7111（代表）

F A X 0460-85-7577
